

(新)環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(石油特会)

183百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課・環境経済課

1. 事業の概要

京都議定書の第1約束期間を目前に控え、温室効果ガス排出削減は喫緊の課題となっている。温室効果ガスは、生活及び産業のあらゆる場面において排出されるものであり、先進的な企業も地域の中小企業もそれぞれに削減を図る必要がある。

このうち、先進的な削減の取組を進めている企業については、日本政策投資銀行において、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法により評価し、その評価結果に応じて政策金利を決定し、環境保全に資する設備投資等に対する融資(環境配慮型経営促進事業融資制度)を行っている。このような企業について、さらに一層の温室効果ガス排出削減を求めるため、特に大きな排出削減の取組に努めることを誓約した企業に対して、日本政策投資銀行を通じて低利融資を行うための利子補給を行う。

一方で、地域の中小企業については、地方公共団体が作成した温室効果ガス排出抑制のための計画を踏まえて、必要な削減努力を行うことが望まれる。

また、環境基本計画において示された通り、地域コミュニティの活力向上を通じた環境的側面と社会的側面の統合的な向上を図ることが、今後、地域、ひいては日本の環境を、国を中心とした行政に頼らず、民間の力で守っていくためにも望まれる。

そこで、地方公共団体が作成した温室効果ガス排出抑制のための計画の実現に資するとともに、地域再生にも結びつく事業について、地方公共団体が出資した機関を通じて低利融資を行うための利子補給を行う。

2. 事業計画

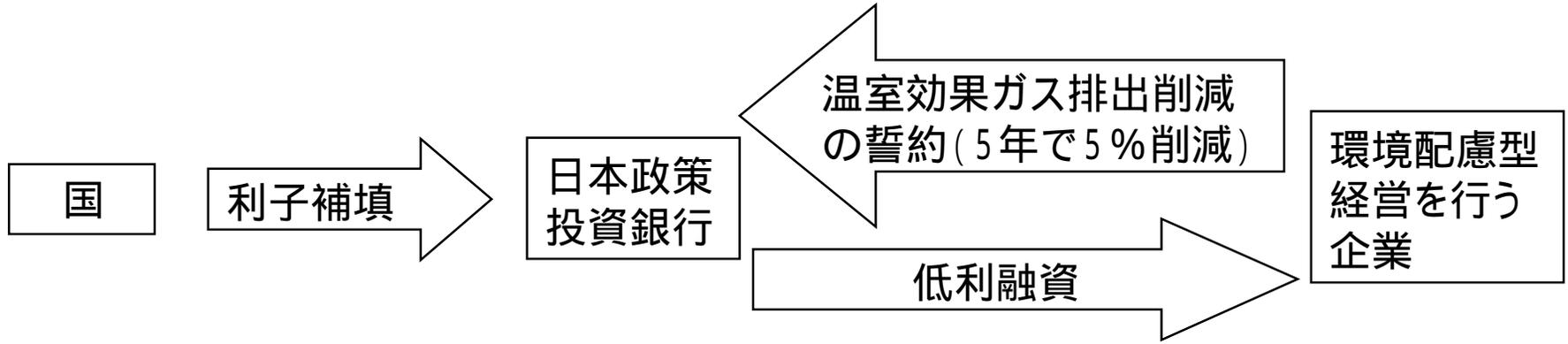
平成19年度～ ・交付の実施

平成20年度～ ・融資を受けた事業の実施状況及び地球温暖化防止効果の調査

3 . 施策の効果

民間の知恵と活力が発揮され、先端的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する事業活動が、低利の融資を受けて実施されること。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業



地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業

